

## 答 申

審査請求人が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人及び請求人の妻（以下「妻」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）に対し行った、〇〇さん（請求人の子。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

処分庁は、一時保護の延長拒否を理由に請求人と本児との面会を制限したり、請求人の個人情報等を妻側に漏洩したりしており、そのような管理・運営をしている処分庁が、一時保護を決定・延長するのは違法である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月17日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 児童相談所への通告

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採

らなければならないと規定している。

## (2) 一時保護

法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定している。また、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

また、法 33 条 1 項及び 2 項にいう「必要がある」場合については、「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第 5 章・第 1 節・1 では、「(1)緊急保護 ア（中略） イ 虐待、放任等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合（以下略）」としている。

## (3) 児童相談所の管轄及びケース移管

児童相談所は、法施行規則 5 条の 2 に基づき、管轄区域を有しているが、相談援助活動は、子供の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子供を現に監護する者）の居住地を管轄する児童相談所が原則として行うこととされている（運営指針第 3 章・第 2 節・5・(1)）。

そして、警察からの通告及び送致等は、子供の保護者の居住地にかかわらず、その子供の現在地を管轄する児童相談所に行われるので、これを受け付けた児童相談所にあっては受け付け後、子供の状況や家

庭環境等について調査、判定を行い、関係児童相談所への移管の適否や移管の方法等について決定するものとされている（運営指針第3章・第2節・5・(3)）。

法33条に規定する一時保護は、子供の福祉の観点から保護者の居住地にかかわらずその子供の現在地において行うことができるが、一時保護を行った後にその子供の居住地が当該児童相談所の管轄区域外であることが判明した場合には、速やかにその子供の居住地を管轄する児童相談所に移管するものとされ（運営指針第3章・第2節・5・(7)）、ケース移管を受けた児童相談所は、法25条の通告に代わるものとして取り扱うこととされている（運営指針第3章・第2節・6・(1)・ア・(エ)）。

## 2 本件処分について

平成30年3月23日、請求人らは夫婦喧嘩から相互暴行に至り、それら一連の行為は本児の面前において行われたため、警察署長から処分庁に対し、本児に対する心理的虐待が疑われる旨の通告があったことが認められる。その後、平成30年6月15日、妻は、本児の面前で知人とトラブル・口論になったことから、本児は、臨場した警察官に保護され、同日、本児の現在地（当時）を管轄する他所長は、警察署長から、本児に対する虐待の疑いがあるとして、身柄付通告を受けたことが認められる。

そして、同月18日、処分庁は、他所長から、運営指針に基づき本児に係るケース移管を受けた上で、請求人らは本児の面前で暴力ないし暴言を繰り返すなどの心理的虐待を行っており、不適切な養育が疑われるため、本児を家庭から一時引き離す必要があると判断し、法33条に基づき本児を一時保護したこと（本件処分）が認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づくものであり、違法・不当な点があるとはいえない。

### 3 請求人の主張に対する検討

請求人は、上記第3のとおり、一時保護延長の拒否を理由とする面会制限や情報漏洩等を理由に本件処分が違法・不当である旨主張するが、弁明書によれば、処分庁は当該事実を否認しており、各証拠においても当該事実を確認できない。

したがって、本件処分及びその後の一時保護の延長に係る手続について、法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められるのであるから、請求人の主張を採用することはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来